

条 例

議会の議決を経た「千曲市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例」
をここに公布する。

令和8年3月25日

千曲市長

千曲市条例第12号

千曲市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

千曲市下水道事業受益者負担に関する条例（平成15年千曲市条例第199号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第5条」を「次条」に改める。

附則に次の1項を加える。

（倉科地区農業集落排水施設を使用していた者等に係る特例）

- 6 千曲市農業集落排水施設条例（平成15年千曲市条例第200号。以下「排水施設条例」という。）第20条の規定に基づく加入金又は千曲市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成15年千曲市条例第201号）の規定に基づく分担金を納付している土地における倉科地区農業集落排水施設の利用者であつて、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定による公示により千曲市下水道条例（平成15年千曲市条例第198号）の規定に基づく公共下水道の受益者となるものについては、この条例の規定に基づいて負担金等を納付したものとみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に、排水施設条例第20条の規定により、加入金を納付した者であつて、この条例の施行の日以後に千曲市下水道条例の規定に基づく公共下水道に接続するものについては、この条例の規定に基づいて負担金等を納付したものとみなす。